

令和6年度第1回介護保険運営協議会 質問事項一覧

NO.	資料	頁	ご質問・ご意見	回答
1	参考資料1	5	1人暮らし高齢者数は令和22年度は令和2年度と比べ約35%増加し36742人となるようです。 1人暮らし高齢者の中でも、特に頼れる身寄りがいない高齢者については、病院や施設に入る際の保証人や手続き、葬儀や遺品整理などについて課題が生じます。 国としては、令和6年度から一部の市町村で、行政手続きの代行など生前の支援から死後の対応まで継続的に支援する取り組みを試行し、全国的な制度化を目指す方針のようです。 「身寄りなき老後の支援」について、現在松戸市で行われている取り組みについて教えてください。そして、今後対象が増える中で、対象者が公的・民間サービスに早期から適切につながることを包括的に支援するコーディネーターの役割が重要になると考えますが、どのような方向を目指すべきでしょうか、市のお考えをお聞かせください。	現状としては、緊急的に手続き等の対応が必要な場合であって、本人等が自ら行えない場合に支援者などがやむを得ず一時的に援助することがあると聞き及んでおります。 また、昨年度、どの世代にも受け入れやすい市民向け終活セミナーを開催しました。 本市としましても、国の動向を注視し、現状、民間業者がどのような取り組みが可能であり効果的であるのか幅広く情報収集に努め、亡くなった後も尊厳が守られる支援を関係各課と連携しながら検討を進めてまいります。
2	参考資料1	8	資料の最下段の注記に記述があるように、令和6年度以降の介護保険制度見直し・介護報酬改定に伴い、「一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制」が導入されました。これについては、「選択制の対象福祉用具の提供にあたっては、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者に対し、メリット及びデメリットを含め十分説明を行うこと」とされています。この改正は、権利行使としての利用者の選択（自己決定）を前提としておりますことから、当該制度見直しについて、利用者に対して十分な説明が必要であると考えます。利用者見込み数をみましても、「福祉用具貸与(8,014)」は、「居宅介護支援(11,537)」に次いで利用の多いサービスですので、今回の制度見直しについて、市としてどのように周知を図られているのかお聞かせ下さい。	令和6年度以降の介護報酬改定にかかる、「一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制」の導入につきましては、利用者についてはホームページ、介護なび等での周知を、「十分な説明を行うこと」とされている居宅介護支援専門員、福祉用具販売専門員については集団指導、総会での周知を行っております。（予定含む） 利用者向け：介護保険課ホームページ、介護なび・まつど（予定）、介護保険の手引き 居宅介護支援専門員向け：令和6年度居宅介護支援事業所集団指導内での制度内容の周知（予定） 福祉用具販売専門員向け：令和6年度福祉用具事業所協議会定期総会での制度内容の周知（予定）
3	参考資料1	15	資料の左側の「歳入」の「3. 国庫支出金 → 2. 国庫補助金 → 3. 保険者機能強化推進交付金」について、令和5年度当初予算に比べて「△19,877 - 37.4%」となっていることについて、予算上の減額率が大きいのでご説明頂ければと思います。	保険者機能強化推進交付金につきましては、第一号被保険者数や評価指標等を参考に国が交付額を算定しておりますが、令和6年度における配分にあたっては、令和6年度評価指標が大幅に見直されたこと（活動指標群の追加）や、令和6年度国予算案において推進交付金に係る予算額が50億円縮減したことを踏まえ、内示額が19,877,000円縮減しております。
4	参考資料2	2	資料の解説には、『「いきいき安心プラン」は、「松戸市総合計画」を最上位計画、「松戸市地域福祉計画」を福祉の上位計画として位置づけ、関連計画との連携を図り策定しています。』とされています。ご質問したいのは、計画の策定段階ではなく、それぞれの現場での実施段階において、どう連携が図られているのか？ということです。 具体例を示した方が回答しやすいと思いますので、例えば、「ヤングケアラー」問題を取り上げてみたいと思います。障害を持った親を中学生の子がケアしているようなケースの場合、親の方からのアプローチ、子の方からのアプローチ（児童福祉的なアプローチ、中学生への教育的なアプローチ）が考えられますが、こうした多面的、複層的な課題へのアプローチは、どのように連携が図られているのでしょうか？また、総合調整機能はどこが担うのでしょうか？	令和3年度より重層的支援体制整備事業を開始し、高齢・障害・子育て・生活困窮分野の各相談支援事業者が相談者の属性に関わらず包括的に相談を受け止める包括的相談支援体制の整備を進めております。 まず各分野にて相談を受け止め、その受け止めた相談のうち、複合的なアプローチが必要で、単独での相談支援の解決が難しいと判断された場合は、適切な部署や機関と連携・調整し、役割分担を行った上で、支援を実施しております。

令和6年度第1回介護保険運営協議会 質問事項一覧

NO.	資料	頁	ご質問・ご意見	回答
5	参考資料2	3	令和2年度と比較すると令和4年度では「不足感がある」と答えた介護事業所が増えています。また、いきいき安心プランまつどⅧのP25によると、特別養護老人ホームや小規模多機能型居宅介護など宿泊サービスを提供する事業所は特に「不足感がある」と回答しています。 介護人材の離職理由として、いきいき安心プランまつどⅧのP178では、給与や手当が低いことが筆頭に挙げられていますが、例えば流山市は市内に勤務する介護職員等に月額9000円を給与に上乗せする独自補助を行っており（令和4年度実績694人・6266万円）、令和6年度から介護支援専門員も対象にするようです。 ケアマネジャーを含む介護人材確保は喫緊の課題だと考えます。そこで、仮定の話として、仮に松戸市で流山市と同様の補助事業を行う場合、どの程度の予算規模になるのでしょうか。そして仮に令和7年度から予算化するという場合には、どのようなスケジュールで調査・検討、議論プロセスを経ることで実現可能かについて、シミュレーションした結果を聞かせてください。	事例に挙げた流山市については、級地制度に配慮した施策であると聞き及んでおります。具体的には、介護報酬はサービスの提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定され、地域ごとの人件費の地域差を調整するものであり、流山市・柏市が6級地で上乗せ割合が6％であるのに対し、本市は5級地で上乗せ割合が10％であり報酬に差が生じていることから、介護従事者へ5級地同等となるよう配慮した独自施策であると把握しております。なお、参考までに松戸市で介護職員に対する支援を予算化する場合、約5.5億円となる見込で、翌年度予算化する場合、例年10月頃から予算編成作業を行う流れになっております。現在本市では、どのような支援が望ましいか、新年度の予算編成に向けて検討を進めている段階であり、引き続き、市内の介護人材確保に向けた取組みを実施してまいりたいと考えております。
6	参考資料2	3・4・9	それぞれの資料は、今後の生産年齢人口の急減に伴う介護人材不足に関連する事項ですが、他の自治体でも深刻な問題として受け止められつつあります。介護人材確保が喫緊の課題となる中で、最適解はないものと承知していますが、この「介護保険運営協議会」における最重要な課題であるとも認識されますので、現時点での松戸市の対応策についてお考えをお聞かせいただければと思います。	介護人材確保策については、川の流れに例え、「川上」と「川下」でのそれぞれの状況に合わせた対策を講じていくことを目指しております。まず、川上対策として、多様な人材の就労を促進するというで、具体的には未就労女性や、高齢者、外国人に、介護助手やボランティアなど多様な形態で参入して頂くことを目指しております。 次に川下対策として、参入した人材の定着を高めていくための取り組み支援と資質向上を図ること、また、介護現場の生産性向上ということで、事務の簡略化や、多様な人材が対応できるワークシェアリングや、ICT化、ロボットなど、介護現場の業務効率化および業務軽減されることにより、川上対策であり人材の参入促進への好循環につなげていくものでございます。 これらの対策をバランスよく実施していくことで、人材確保を進めてまいりたいと考えております。
7	参考資料2	8	いきいき安心プランⅧまつどの重点施策として、包括的な相談支援体制の充実が設定されており、地域包括支援センターが高齢者に限らず属性や世代を問わない相談窓口として、あらゆる相談をまずは受け止めることとされています。 令和5年度に、地域包括支援センターが、高齢者と世帯を一にする若年者に対して支援を行った事例の件数を教えてください。 そして、複雑化・複合化した支援ニーズに応えるには多分野・多領域に関わる支援スキルやノウハウが求められ、地域包括支援センターのみで支援できるとは限りません。このような場合、地域包括支援センターは基幹型地域包括支援センター（地域包括ケア推進課）とのレビュー会議において相談していると思います。令和5年度においてレビュー会議で基幹型地域包括支援センターが受け止めた事例の件数を教えてください。また基幹型地域包括支援センターがどのような後方支援を行ったのか、関係する課の担当者を招集し支援会議を主催した件数を挙げながらお聞かせください。	地域包括支援センターにおける、世帯の中で多分野に関わる課題のある相談数は、令和5年度752件でした。ただし、この件数は障害福祉分野や児童分野などの多分野に関わる相談件数であり、高齢者と世帯を一にする若年者に対する支援ではないことをご了承ください。 レビュー会議では、地域包括支援センターが受理した相談について、全ケース共有を行っているため、基幹型相談支援センター（地域包括ケア推進課／以下当課）で把握している多分野に関わる課題のある相談件数も同数の752件となります。当課では、後方支援として、レビュー会議において、地域包括支援センターとの支援課題の共有、支援方針の検討、決定を行っております。その支援方針に基づき、地域包括支援センターが関係者を招集し、話し合いのなかで、役割分担を行い、多分野に関わる課題解決に向けて支援しております。

令和6年度第1回介護保険運営協議会 質問事項一覧

NO.	資料	頁	ご質問・ご意見	回答
8	資料1 参考資料	3	利用料について、朝食150円、昼食300円、夕食300円、おやつ50円の一日の食材料費が800円となっています。他施設と比べ安価と認識しますが、高齢者の栄養確保の観点から、適切な食事が提供されているのか、不安を抱きました。 また、季節により変動があり、近年料金が上昇傾向にある水道光熱費に過不足はないのかについても、適切な金額が設定されるべきであり、わかりやすい金額設定のあり方を事業者にも検討してもらえれば、利用者にとってとても意義ある取り組みになるものと期待します。 指導監査結果についてではなく、認知機能障害を有する入居者の生活や権利を代弁するという観点から、運営推進会議のあり方を含め、質問させていただきます。	事業所が設定する食材料費等の利用料につきましては、介護保険法等で明確に示されているものではないことから、市が事業者に金額設定について意見をすることは難しいところです。 別の手段ではございますが、利用者が介護サービスや事業所・施設を比較検討し、選択するための情報を提供する「介護サービス情報の公表制度」では、利用料等の基本情報に加え、今年度から経営情報の公表が義務化されました。市は引き続きこの公表制度の周知を行い、利用者が有効に活用できるよう取り組んでまいります。 また、運営推進会議は、提供するサービスを明らかにし、地域に開かれたサービスとすることで、事業所運営の透明性やサービスの質を確保することが目的のひとつとされています。会議の内容等につきましては、特段の定めはございませんが、市では、利用者・家族の意見や希望に対する事業所の対応を知る機会として捉えていることから、今後も定期的に会議に参加し、より良い事業所の運営に繋がるよう注力してまいります。
9	いきいき安心プランⅧまつど	48	要介護・要支援申請時の年齢が指標として設定されています。目標値について、設定根拠を教えてください。また、令和4年度は80.7歳であったとのことですが、3年前と6年前のデータをお示ください。	近年、新規要支援・要介護認定者の平均年齢は上昇傾向にあります。厚生労働省「介護保険総合データベース」で確認すると全国では9年間で0.5歳、千葉県で0.6歳の伸びでした。松戸市は1.5歳伸びており、1年間の伸びは0.1～0.2歳でした。 これまで以上の伸び率とするため、年間0.33歳程度伸ばす事とし、令和8年には現状値より1歳追加した81.7歳としました。 また、要介護・要支援申請時の年齢について、3年前（令和元年/2019年）は79.7歳、6年前（平成28年/2016年）は79.0歳です。（いきいき安心プランⅦまつど 36頁より）
10	いきいき安心プランⅧまつど	114	「介護離職ゼロ」の実現に向け家族介護者の負担を軽減する取り組みを推進する、地域包括支援センターの総合相談においても家族介護者の視点を持って対応すると述べられています。いわゆるビジネスケアラーについて、令和5年度に地域包括支援センターが支援した件数を教えてください。 また市が該当者数を把握し、困りごと、介護が理由での退職に至る経緯などを把握することが、効果的な施策を打ち出すために重要だと考えます。どのような手段をとると、これらを把握することができるのでしょうか。	いわゆるビジネスケアラーの概念が最近出てきたものであり、支援数の把握はありませんが、地域包括支援センターの総合相談において、相談対応しており、「介護離職防止に関する相談は」令和5年度延べ782件となっており、増加傾向にあります。 いきいき安心プランⅧ策定のためのアンケートの中で、「現在もしくは今後介護を行う上で困ることや悩むこと」や「介護者の支援を充実させるために必要な取り組み」について調査をしています。引き続きアンケート等において、ニーズの把握に努めてきたいと考えております。
11	いきいき安心プランⅧまつど	114	家族介護者支援として、ヤングケアラーにも注目すべきと考えます。2024年4月から全国の自治体に対してヤングケアラーへの家事支援が努力義務とされます。ヤングケアラーの実態、困りごとを把握した上で、松戸市ではどの部署がどのように取り組むことになるのか、大まかな流れや想定される例をお聞かせください。	子ども部こども家庭センターにおいて、令和6年4月よりヤングケアラーコーディネーターを2名配置し、ヤングケアラーやその家族を支援するため、ヤングケアラーに関する相談に特化した相談専用ダイヤルを開設しました。 今後の予定としましては、市内小学4年生から6年生、中学生、高校生に向け「ヤングケアラー相談レター」を配布し、対象の児童生徒が希望する形式での相談受付を実施いたします。 家事支援に関しましては、介護サービスや障害福祉サービス等の調整の他、当センターにおきましても「子育て世帯訪問支援事業（まつどりbabyヘルパー）」や「養育支援訪問支援事業」を実施しておりますので、これらの事業も活用しヤングケアラー支援の強化に努めております。

令和6年度第1回介護保険運営協議会 質問事項一覧

NO.	資料	頁	ご質問・ご意見	回答
12	いきいき安心プランⅧまつど	115	ケアマネジャーの確保や離職防止のために、ICT活用推進による負担軽減、研修を通じた質向上支援が述べられています。 一方、令和6年4月の厚生労働省「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」の調査では、ケアマネジャーの新規確保が難しくなっている要因として、賃金・処遇の低さを筆頭に、業務範囲の広さ、事務負担の大きさが挙げられています。また34%のケアマネジャーが法定研修の受講料を全額自己負担しており負担だと回答しています。これに対し、武蔵野市は令和6年度から法定研修の受講料を全額補助するとのこと。ケアマネジャーを確保することは喫緊の課題であり、何らかの処遇改善策を講じるべきと考えます。松戸市でのこれまでの検討状況をお聞かせください。	千葉県HPによりますと、千葉県介護支援専門員法定研修については、特定一般教育訓練制度が開始され、千葉県介護支援専門員協議会及び千葉県社会福祉協議会で実施する法定研修が、「特定一般教育訓練」の講座を受けております。そのため、受講費用の40%（上限20万円）が訓練終了後に支給されます。また、令和6年度から厚生労働省「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」での議論を注視しつつ、市内のケアマネジャーと情報交換をしながら今後の在り方について研究してまいります。